

令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託 企画提案競技に関する質問書への回答

| 質問No. | 資料及び項目 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|-------|----------------------|-------|---|---|
| 1 | 実施要領「3 参加資格」 | P1 | 弊社は事務所移転し、現在、競争入札参加資格（物品等）に関して住所変更の申請を行っています。実施要領「3 参加資格」を確認すると、貴県「競争入札参加資格者名簿」への登録は必須ではないと存じますが、企画提案競技参加希望書提出等の際に変更申請が完了していなくても、問題ございませんでしょうか。 | 本企画提案競技における参加資格として、本県の「競争入札参加資格者」であることは要しません。 また、企画提案競技参加申込書や企画提案書提出時点において、住所等の変更申請が完了していなくても、問題ありません。 |
| 2 | 実施要領「8 企画提案書等の提出」（2） | P3-4 | 弊社は事務所移転したため、提出書類の「納税証明書」などが旧住所となる可能性がございます。問題ございませんでしょうか。 | 「履歴事項証明書」にて、納税証明書上の住所等が確認できると考えられますので、問題ありません。 |
| 3 | 実施要領「9 審査方法等」（1） | P5 | 「令和3年埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託先選定委員会」の構成員についてご教示ください。 | 「令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託先選定委員会」の構成員については、契約締結前の業者選定段階にあることから、埼玉県情報公開条例（※）に基づき非公開とさせていただきます。 ※埼玉県情報公開条例第10条第4号 「（略）審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（略）があるもの」 |
| 4 | 実施要領「9 審査方法等」（4） | P6 | 「図書館の在り方や機能に係る調査業務」実績に対する評価点と「新設やリニューアルを予定している図書館の基本構想策定支援業務」実績に対する評価点は同じとの理解で宜しいでしょうか。 | 「図書館の在り方や機能に係る調査業務」実績と「新設やリニューアルを予定している図書館の基本構想策定支援業務」実績で分けるものではなく、提示していただいた実績を一体的に捉えて、審査します。 |

令和3年度埼玉県立図書館新たな機能検討調査業務委託 企画提案競技に関する質問書への回答

| 質問No. | 資料及び項目 | 該当ページ | 質問内容 | 回答 |
|-------|-----------------------|-------|--|--|
| 5 | 仕様書「4業務内容」 (1) ア・イ | P1-2 | 収集対象事例はア（オ）を除き公共図書館事例のみ（大学図書館等は含まない）との理解で宜しいでしょうか。 | 県立図書館の役割（一定の区域の住民に奉仕、市町村立図書館への支援等）を踏まえた検討であることから、公共図書館の事例を想定しています。 |
| 6 | 仕様書「4業務内容」 (1) ア | P1 | （オ）にのみ（図書館に応用できるサービス）とありますが、その他は公共図書館サービスとしての事例を収集するとの理解で宜しいでしょうか。 | 県立図書館の役割（一定の区域の住民に奉仕、市町村立図書館への支援等）を踏まえた検討であることから、公共図書館の事例を想定しています。 ただし、「（オ）AI活用等による個別最適化された図書館サービス」については、公共図書館における事例が少ない場合には公共図書館以外の事例調査もあることを想定し、「（図書館に応用できるサービス）」を加えたところです。 |
| 7 | 仕様書「4業務内容」 (3) | P2 | 説明会では、有識者会議に民間の方が1名含まれるとのことですが、こういった方面の専門家の方になりますでしょうか。 | 情報通信業（インターネット関連事業）に従事され、IT技術を活用した事業の企画などの経歴がある方です。 |
| 8 | 様式第4号 | — | 必要に応じて担当者を追加可能との理解で宜しいでしょうか。 | 本企画提案競技では、提出いただいた書類を基に審査させていただきます。その後の契約前後で、企画提案いただいた体制（水準）が維持できる範囲内で、必要に応じて担当者を追加していただくことは構いません。 |